条約

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年十月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第七号

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定

日本国及びウクライナ（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(1)　「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(a)　企業及び企業の支店

(b)　株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(c)　債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）

注釈　この(c)の規定にかかわらず、

(i)　金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書は、当該金融機関が所在する区域の締約国により規制上の自己資本として扱われる場合に限り、投資財産である。

(ii)　金融機関が貸し付ける貸付金又は金融機関が所有する債務証書（(i)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書を除く。）は、投資財産ではない。

(iii)　締約国若しくは公的企業に対する貸付金又はこれらが発行する債務証書は、投資財産ではない。

(d)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(e)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(f)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(g)　法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(h)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値であって再投資されたもの、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

注釈　この協定のいかなる規定も、締約国の投資家がいずれか一方の締約国又は両締約国の関係法令に違反して行う投資には適用されないことが確認される。

(2)　「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の区域内において投資を行うものをいう。

(a)　締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(b)　締約国の企業

(3)　「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織され、かつ、当該関係法令によって規律される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(4)　「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(5)　「区域」とは、

(a)　日本国については、その領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(b)　ウクライナについては、ウクライナの領土、内水、領海及びこれらの上空並びに領海の外側に位置する水域（海底及びその下を含む。）であって、ウクライナが自国の効力を有する国内法及び国際法に従って主権的権利又は管轄権を行使するものをいう。

(6)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(7)　「租税協定」とは、二重課税の回避に関する協定その他の租税に関する国際協定又は国際取極をいう。

(8)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第二条

1　各締約国は、他方の締約国の投資家による投資が自国の区域内において行われるための良好な条件を醸成する。

2　一方の締約国は、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

第三条

この協定のいかなる規定も、投資財産及び投資活動についてこの協定が与える待遇よりも有利な待遇を与える次のものに影響を及ぼすものと解してはならない。

(a)　いずれか一方の締約国の法令、行政上の慣行若しくは手続又は行政上若しくは司法上の決定

(b)　両締約国間において効力を有する国際協定に基づく義務

(c)　いずれか一方の締約国の投資家が行う投資に関して他方の締約国が義務を負うこととなった場合には、当該義務